三十三　当該道府県の業務に従事しようとする外国人又は語学指導等を行う私立学校の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三十四　自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.3＋（Ｂ＋Ｃ＋Ｄ）×0.5

算式の符号

Ａ　当該道府県が行うＲＰＡの導入に要する経費（Ｂに掲げるものを除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　当該道府県が他の地方公共団体と共同で行うＲＰＡの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

［削る］

Ｃ　施設の点検の効率化・充実に資するＩＣＴデータベースシステム、無人航空機等の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　当該道府県における職員向けテレワークの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三十五　国が補助金を交付する自動車運送事業者等に対して、車両（バス車両の整備において、車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、移動等円滑化のために必要な措置を講ずる場合に限る。）に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

三十六　次によつて算定した額の合算額

イ　当該道府県が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた警察費に係る補正後の測定単位の数値に単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇〇〇一を乗じて得た額

［削る］

三十七　令和三年度に北海道で発生した赤潮のため国が補助金を交付する漁業者団体等が組織する協議会に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額

三十八　福徳岡ノ場噴火に伴う軽石漂着対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

［削る］

三十五　当該道府県の業務に従事しようとする外国人又は語学指導等を行う私立学校の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三十六　自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.3＋（Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ）×0.5

算式の符号

Ａ　当該道府県が行うＲＰＡの導入に要する経費（Ｂに掲げるものを除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　当該道府県が他の地方公共団体と共同で行うＲＰＡの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　共同オンライン申請システムの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　施設の点検の効率化・充実に資するＩＣＴデータベースシステム、無人航空機等の導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｅ　当該道府県における職員向けテレワークの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三十七　国が補助金を交付する自動車運送事業者等に対して、車両（バス車両の整備において、車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、移動等円滑化のために必要な措置を講ずる場合に限る。）に係る高齢者、障害者等の利用の円滑化のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額

三十八　次によつて算定した額の合算額

イ　当該道府県が実施する原油価格高騰対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

ロ　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた警察費に係る補正後の測定単位の数値に単位費用を乗じて得た額に〇・〇〇〇〇三を乗じて得た額

三十九　令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨のため国の補助金を受けて実施する地域企業再建支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

四十　令和三年度に北海道で発生した赤潮のため国が補助金を交付する漁業者団体等が組織する協議会に対して、道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額

四十一　福徳岡ノ場噴火に伴う軽石漂着対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四十二　地方単独事業の決算額に関する調査に係るシステム改修に要する経費として総務大臣が調査した額（当該額が二、〇〇〇、〇〇〇円を超える場合には二、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額